

宇佐市安全安心まちづくり条例

平成 17 年3月 31 日

条例第 168 号

(目的)

第1条 この条例は、市民の安全で安心な生活を確保するため、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関して基本的な事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を営む者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及び土地建物所有者等は、自らの地域は自らが守るという連帯意識の下に、それぞれの役割を担い、協働することにより、すべての人が安心して暮らすことができる安全で安心なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市、市民、事業者及び土地建物所有者等は、地域の安全、安心を確保する上で自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりを推進するため、生活環境、道路環境の整備その他必要な施策を行うほか、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防犯、防災、交通安全及び少年非行防止に対する意識の高揚を図るための啓発活動及び教育活動に関すること。
- (2) 市民、事業者及び土地建物所有者等が行う防犯、防災、交通安全及び少年非行防止に関する自主的活動に対する助成その他支援活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、警察等安全活動の中心となる各種関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と密接な連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活における安全及び安心の確保に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、安全で安心なまちづくりの地域活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、助け合いの精神に根ざした良好な地域社会をはぐくむよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、その土地又は建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事件、事故等の多発時における措置)

第8条 市は、犯罪行為(犯罪に類する行為を含む。)、災害又は交通事故等が多発した場合には、関係機関等と連携して現地調査等を実施した上で、総合的な防止対策等を策定し、広く市民ぐるみの防止活動を展開するものとする。

(非常事態宣言)

第9条 市長は、次に掲げる事態が発生した場合において、市民の安全を確保するため特に必要と認めるときは、関係機関等と協議の上、非常事態宣言を発することができる。

(1) 災害が発生し、その被害が相当な規模、程度にわたるとき、又は今後もその発生が予想されるとき。

(2) 交通死亡事故その他の重大な交通事故が多発したとき。

2 市長は、前項の宣言を発した場合は、関係機関等と連携して対策を講ずるほか、特に市民に対する広報啓発活動、教育活動等を積極的に展開するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。